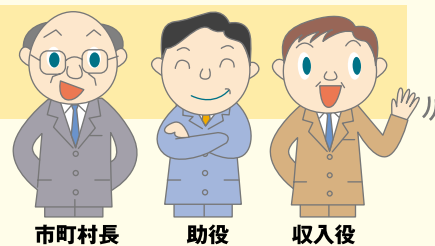


Q5 現在の市町村長、助役、収入役などの特別職や一般職の職員は、どうなるの？

A 市町村長、助役、収入役などの特別職は、合併の日の前日をもって失職。一般職員は、法律の規定に基づき引き続き新市の職員となります。

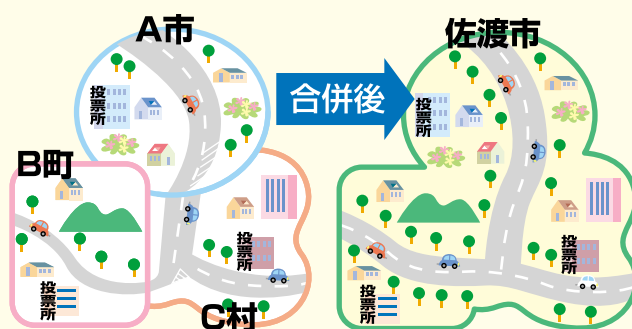


- 新市の市長は、議会議員と同じく合併の日から50日以内に実施する選挙によって選ばれることとなります。新市長が選挙されるまでの間は、職務執行者(旧市町村長の中から協議で定められた者)が市長の職務を暫定的に執行することとなります。
- 助役、収入役、教育長等については、新市長が決まった後の新議会で同意を得て選任されます。ただし、収入役及び教育長については、空白期間を置けないため、合併時に選任された者が新収入役、新教育長が選任されるまでの間、それぞれの職務を代理します。

Q6 選挙の際の投票所は、遠くなるの？

A 一般選挙の投票所は、合併後も原則としてこれまでとおりです。ただし、農業委員会、海区漁業調整委員会委員選挙については、合併後の選挙管理委員会にて検討することになっています。

また、不在者投票(H15.12.1から「期日前投票」に名称が変わります)も、これまでとおり各市町村役場(合併後の支所)で行うことができます。



Q7 合併して佐渡市になると、合併後の住所表記はどうなるの？

A 合併して「佐渡市」になると、大字が廃止されますが、それ以外はこれまでと同じです。

《例》新潟県佐渡郡○○町大字△△123番地→新潟県佐渡市△△123番地

ただし、現在の大字の名称が同じであったり、従来の名称では不都合な場合に限って、旧市町村名を冠するなど一部例外があります。

なお、住所表記の変更にもなって住民のみなさんから住所変更の手続きが必要となる事項は、*特別な場合を除きほとんどありません。

※詳しいことは、10月発行の合併協議会だより「未来!! 佐渡」7号を参照ください。

Q8 合併すると周辺地域が寂れてしまうのではないかと心配ですが？

A 新市では、このような住民のみなさんの不安を解消するため、地域のみなさんの声を施策に反映できるよう旧市町村の区域ごとに「*地域審議会」を設置することにしました。

※地域審議会……建設計画の進捗状況をチェックしたり、まちづくりに対し意見を述べたりすることができる住民参画による審議機関

